令和７年９月２４日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

令和７年（行コ）第９号　障害年金不支給決定取消等請求控訴事件（原審・東京地方裁判所令和４年（行ウ）第２１９号）

主　　文

１　本件控訴を棄却する。

２　控訴費用は、控訴人の負担とする。

事　実　及　び　理　由

（以下、略称は、新たに定義するもののほかは、原判決の例による。また、証拠番号の枝番の記載は、省略することがある。）

第１　控訴の趣旨

１　原判決を取り消す。

２　被控訴人の訴えのうち裁定の義務付けを求める部分をいずれも却下する。

３　被控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。

第２　事案の概要

１　被控訴人は、平成２９年１０月３０日（裁定請求日）、処分行政庁に対し、①本件初めて２級裁定請求、②本件事後重症裁定請求、③本件２０歳前傷病事後重症裁定請求をしたが、いずれについても、障害給付を支給しない旨の不支給処分がされた。

本件は、被控訴人が、控訴人に対し、本件各請求（①主位的に、本件初めて２級裁定請求に係る不支給処分の取消し並びに障害等級２級の障害基礎年金及び障害厚生年金を支給する旨の裁定の義務付けを求め（主位的請求）、②予備的に、本件事後重症裁定請求に係る不支給処分の取消し並びに障害等級２級の障害基礎年金及び障害厚生年金を支給する旨の裁定の義務付けを求め（予備的請求１）、③さらに予備的に、本件２０歳前傷病事後重症裁定請求に係る不支給処分の取消し及び障害等級２級の障害基礎年金を支給する旨の裁定の義務付けを求めている（予備的請求２）。）をする事案である。

原判決は、本件各請求のうち、主位的請求を全部認容した（そのため、予備的請求１、２については判断をしなかった。）。これに対し、これを不服とする控訴人が、本件控訴を提起した。

２　法令の定め等、前提となる事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、以下の３のとおり当審における当事者の主張を付加するほか、原判決「事実及び理由」中の「第２　事案の概要」の１から４までに記載のとおりであるから、これを引用する。

３　当審における当事者の主張

【控訴人の主張】

⑴　原判決の説示は、日常生活における動作を勘案して総合的に認定することを求める本件認定要領に反している。

すなわち、本件認定要領は、障害等級２級の「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」（国年令別表２級１５号）に該当するか否かの認定に当たっては、「一下肢のみに障害がある場合に比して日常生活における動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的に認定する。」とされ、下肢の障害に係る認定要領に従い、日常生活における動作を勘案して、総合的に認定するべきであるとされている。それにもかかわらず、原判決は、両下肢の３大関節中それぞれ１関節について、下肢の障害に係る認定要領の⑴アにおいて「関節が全く用を廃したもの」に該当するものとして掲げられている事由のいずれかに該当すれば、直ちに「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」に該当するとしているものであって、このような原判決の説示は、本件認定要領に反するものである。

⑵　また、下肢の障害に係る認定要領の２⑴ウにおける「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」の例示（３大関節中それぞれ１関節の可動域が、「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域の２分の１以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの）は、その内容に照らし、両下肢に関節可動

域と筋力の両方の制限があり、荷重支持での歩行が不可能ないし困難、すなわち補助用具がないと歩行できない状態を意味するものである。そうであるにもかかわらず、「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」が、両下肢の３大関節中それぞれ１関節以上の関節の筋力につき、同認定要領の２⑴ア（ウ）のように「著減又は消失しているもの」という状態全般を当然に含むこととすると、荷重支持での歩行が可能である状態、すなわち補助用具があれば歩行できる状態をも当然に含むことになり、不合理である。したがって、日常生活における動作を勘案して、総合的に認定することにより、このような状態を含まないようにすべきである。このことは、下肢の障害に係る認定要領の⑴ア、イにおいては、「筋力が著減又は消失しているもの」が明示されているのに、同⑴ウ（本件認定要領）においては、そのような定め方をせず、同⑴ア、イを引用ないし準用していないこととも整合的である。

⑶　被控訴人の両下肢の筋力の状態は、本件診断書（甲２）の「関節可動域及び筋力」欄に、被控訴人の左右の足関節の筋力が「著減」と記載されていることにかかわらず、以下のア～ウに照らせば、「著減」と評価することはできない。

ア　本件診断書（甲２）の「日常生活における動作の障害の程度」欄をみると、下肢に関する動作６項目（「片足で立つ」、「歩く（屋内）」、「歩く（屋外）」、「立ち上がる」、「階段を上る」、「階段を下りる」）のうち３項目（「片足で立つ」、「歩く（屋内）」、「階段を上る」）は、「一人でできるが非常に不自由な場合」又は「手すりがあればできるが非常に不自由」に該当するとされている。また、被控訴人の病歴・就労状況等申立書（乙１６）をみると、日常生活状況について、着替え、トイレ、炊事、掃除、入浴、散歩、洗濯、買物の項目については「一人でできるが非常に不自由」とされている。

このように、被控訴人は、下肢の機能を必要とする各日常生活動作につ

いて、ある程度の不自由さはあっても、介助を必要とすることなく、一人で立位歩行をすることができる状態にある。

イ　被控訴人は、原審において、平成２９年１０月頃（裁定請求日の頃）と現在とで状態に差はないとした上で、自転車にも乗ることができている旨を供述しており、裁定請求日時点においても自転車に乗ることができる程度の筋力を有している。

ウ　動画（甲３９）及びA医師の意見（乙３１）に照らしても、被控訴人の両足関節の筋力が、著減の状態にあるとは認められない。

すなわち、被控訴人は、①甲３９の５（団地内１階から屋外へ出る４段の階段を下りて屋外歩行をする場面）、②甲３９の６（屋外を杖で歩行し、階段を上る場面）、③甲３９の８（右手すりを使用して団地内の１３段の階段を下りる場面）、④甲３９の９（左手すりを使用して団地内の１３段の階段を下りる場面）、⑤甲３９の１１（座ってズボンを途中まで履き、低いテーブルにつかまって立ち上がり、支持なしでズボンを上まで上げる場面）、⑥甲３９の１２（座って、膝を曲げて靴下を脱いで履く場面）、⑦甲３９の２０（駅の建物内でエレベーターを使用しホームに向かい、ホームで停車中の電車に乗り込まずにドアから別のドアまで横歩きする場面）、⑧甲３９の２１（比較的低いステップバスへ乗り込む場面）の各場面において、足関節が不十分ながら背屈し、比較的スムーズに歩行等ができており、両足関節の筋力が著減であるならば行うことができない動作を一人で行うことができている。

⑷　仮に、被控訴人の両下肢の筋力の状態が「著減」に該当するものであっても、以下のア～エに照らせば、下肢の障害に係る認定要領に従い、日常生活の動作を考慮して総合的に認定する見地から検討すると、障害等級２級の「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」に該当しない。

ア　被控訴人の病歴・就労状況等申立書（乙１６）をみると、日常生活状況

について、着替え、トイレ、炊事、掃除、入浴、散歩、洗濯、買物の項目については「一人でできるが非常に不自由」とされている。

しかして、A医師は、これらの動作について、ある程度の不自由さはあっても一人でできているような場合は、同医師の経験に照らし、障害等級２級の「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」に該当しない旨の意見を述べている（乙３１）。

イ　被控訴人は、本件裁定請求をした平成２９年頃は、兵庫の実家で生活していたところ、その間１年ほど、当時の勤務先である就労継続支援A型作業所に週５日通い、上記⑵のとおり、自転車にも乗ることができる状態であった。

ウ　動画（甲３９）及びA医師の意見（乙３１）に照らしても、被控訴人の両足関節の筋力は、障害等級２級の「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」に該当しない。

すなわち、A医師は、被控訴人は、①甲３９の５（団地内１階から屋外へ出る４段の階段を下りて屋外歩行をする場面）、②甲３９の８（右手すりを使用して団地内の１３段の階段を下りる場面）、③甲３９の９（左手すりを使用して団地内の１３段の階段を下りる場面）、④甲３９の１１（座ってズボンを途中まで履き、低いテーブルにつかまって立ち上がり、支持なしでズボンを上まで上げる場面）、⑤甲３９の２２（屋外から屋外の上りのエスカレーターを利用し、駅舎内に入っていき、改札口までの比較的長い距離を歩いている場面）の各場面において、杖や手すりに頼り切っての歩行ではなく、被控訴人の屋外での移動能力は、安全で実用的である旨の意見を述べている。

また、動画（甲３９）によれば、被控訴人の室内での日常生活動作につき、被控訴人がズボンを履く（甲３９の１１）、靴下を着脱する（甲３９の１２）、布団からの起き上がりと布団の片付けをする（甲３９の１３）、

洗濯機を使用する（甲３９の１５）、浴槽を掃除する（甲３９の１６）、調理をする（甲３９の１７）ことについては、杖を使用せず、補助用具による支持もない状態で安定して、比較的スピードを持って実用的に一人で介助なしで行うことができている。

エ　障害等級２級の「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」は、「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態」であることを要するところ、被控訴人は、上記イ、ウのとおり、自転車に乗ることや、布団の上げ下ろしができる状態であることからすれば、「両下肢のすべての指を欠くもの」（同２級１１号）、「一下肢の機能に著しい障害を有するもの」（同２級１２号）、「一下肢を足関節以上で欠くもの」（同２級１３号）と同程度以上の障害の状態にあるとはいえない。

【被控訴人の主張】

控訴人の主張は、いずれも争う。

⑴　控訴人は、原判決の説示は、日常生活における動作を勘案して総合的に認定することを求める本件認定要領に反している旨主張する。しかし、原判決は、被控訴人の左右の足関節の筋力が「著減」であると認め、両下肢の３大関節中１関節が足関節の用を廃したものに該当するとした上で、「日常生活における動作」からの評価を加え、被控訴人の病歴・就労状況等申立書（乙１６）、動画（甲３９）についても検討した上で、被控訴人が「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」に当たる旨判断したものであるから、原判決は、文字通り、総合考慮を行っているものである。

⑵　控訴人は、本件認定要領の「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」が、補助用具がないと歩行できない状態のことを意味するとするが、このような見解は、何ら客観的な根拠はない独自の見解である（甲３１～３４）。そして、肢体の機能に係る認定要領の⑷、⑸イによれば、日常生活

における動作（歩行を含む。）のほとんどが「一人でできるが非常に不自由な場合」に「機能に相当程度の障害を残すもの」としていること、肢体障害診断書（甲２）の「⑱日常生活における動作の障害の程度」には「補助用具を使用しない状態で判断してください」との注意書きがあることに照らせば、補助用具を使用しない状態で、歩行が「一人でできるが非常に不自由な場合」に「両下肢の機能に相当程度の障害を残す」に該当することになる。この点、控訴人は、下肢の障害に係る認定要領⑴ア、イにおいては、「筋力が著減又は消失しているもの」が明示されているのに、同⑴ウ（本件認定要領）においては、そのような定め方をせず、同⑴ア、イを引用ないし準用していないことを指摘するが、これは、同⑴ウ（本件認定要領）においては、「筋力が著減又は消失しているもの」も含まれていることは当然としつつ、それ以外の場合も両下肢につき障害等級２級となり得ることから、一つの例示にとどめたにすぎない（甲３４）。

⑶　控訴人は、被控訴人を診察したことのないＡ医師の動画（甲３９）に係る意見書（乙３１）を根拠に、被控訴人の両下肢の筋力は「著減」とはいえない旨種々主張する。しかし、被控訴人を直接診察し、徒手筋力テスト（ＭＭＴ）を実施したＢ医師（甲２）、Ｃ医師（甲６１、乙３０）、Ｄ医師（甲６４）がいずれも、被控訴人の両足関節の筋力が背屈、底屈いずれも「著減」であるとしていることに照らし、上記主張は、失当である。

なお、控訴人は、被控訴人の日常動作について、肢体の機能の障害に係る認定要領⑸イ（日常生活における動作のほとんどが「一人でできるが非常に不自由な場合」には「機能に相当程度の障害を残すもの」に当たるとする。）に何ら触れることなく、ある程度の不自由さはあっても、介助を必要とすることなく、一人で立位歩行をすることができる状態にあると認められるなどとして、被控訴人の両下肢の筋力は「著減」とはいえないとするが、これは、日常生活動作に関する認定要領の評価方法とは全く異な

る独自の見解であり、総合考慮とはいいつつ、実態としては、一人でできるという部分や、歩行ができるという点を過大に評価するものである。

⑷　控訴人は、被控訴人の左右の足関節の筋力が「著減」に該当しても、日常生活における動作を勘案する中で、被控訴人は、補助用具がないと歩行できない状態には当たらないことを理由として、障害等級２級の「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」に該当しないこととなるとするが、控訴人の独自の見解であり、失当である。

すなわち、日常生活における動作については、補助用具を使用しない状態で、歩行が「一人でできるが非常に不自由な場合」（肢体の機能の障害の認定要領の⑸イ参照）に、「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」に該当するといえるのであって、補助用具を使用しないと歩行できない状態である場合に、「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」に該当するのではない。

なお、本件認定要領は、要件上は、直ちに「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」に当たらない場合であっても、一下肢と比べ、両下肢の場合には、日常生活における動作に制約が強く、「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」に認定すべき場合があることを想定して、総合考慮による認定をすることができる旨を、救済規定として規定しているのであって、控訴人が主張するように、「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」の例示に当たっているのに、そのような場合に、更に総合考慮によって、「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」に当たらないとする判断をする余地を想定しているわけではない。

第３　当裁判所の判断

１　当裁判所も、原審と同様に、被控訴人の主位的請求には理由があるものと判断する（そのため、予備的請求１、２については判断を要しないと考える。）。その理由は、以下のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」中の「第３

当裁判所の判断」の１から４までに記載のとおりであるから、これを引用する。

２　当審における当事者の主張に対する判断

⑴　控訴人は、原判決は、被控訴人の障害が「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」に該当するか否かについて、「両下肢の３大関節中それぞれ１関節が全く用を廃したもの」（著減）に該当することをもって、直ちに、上記に該当するとの結論を導いており、被控訴人の日常生活における動作を勘案して総合的に認定することを怠っている旨主張する。

しかし、原判決は、被控訴人の日常生活における動作についても検討し、被控訴人の日常生活における動作のほとんどが「一人でできるが非常に不自由な場合」又は「手すりがあればできるが非常に不自由な場合」に該当し、被控訴人の日常生活における動作の観点からも、本件認定要領の「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」に該当するものと認められるとしているのであって、控訴人の上記主張は、原判決を正解しないものである。

したがって、控訴人の上記主張は、採用することができない。

⑵　控訴人は、下肢の障害に係る認定要領の２⑴ウにおける「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」において、「筋力が著減又は消失しているもの」という状態全般を当然に含むこととすると、補助用具があれば歩行できる状態も含まれるという不合理が生ずるから、日常生活における動作を勘案して総合的に認定することにより、このような状態を含まないようにすべきである旨主張する。

しかし、引用に係る原判決説示のとおり、本件認定要領の「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」に該当するか否かの認定に際して日常生活の動作を考慮するに当たっては、身体機能の障害の程度と日常生活における動作の障害との関係を参考として示す肢体の機能の障害に係る認定要領の⑸イを参照すべきものと解するのが相当であるところ、控訴人が主張する「補助用具があれば歩行できる状態」であるか否かという要素は、上記認定要領の

⑸イの適用においてどのように位置付けられるかが不明確であり、これを障害を減殺する考慮要素として当然に採用すべきとまではいえない。

この点、控訴人は、日常生活の動作を勘案する際に、補助用具があれば歩行できる状態を考慮することは、下肢の障害に係る認定要領の⑴ア、イにおいては、「関節が全く用を廃した」との文脈で「筋力が著減又は消失しているもの」が明示されているのに、同⑴ウ（本件認定要領）においては、「両下肢の機能に相当程度の障害を残す」との文脈でそのような定め方をせず、同⑴ア、イを引用ないし準用していないこととも整合的である旨主張する。

しかし、下肢の障害に係る認定要領の⑴ア～ウが、上記のような規定ぶりであっても、そのことから当然に、本件認定要領の「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」の判断において、補助用具があれば歩行できる状態が排除されることにはならない上、そもそも下肢の障害に係る認定要領の⑴ウが、その例示として「筋力が著減又は消失しているもの」を明示していないのは、これを排除する趣旨ではなく、これも含めてその他のものも想定されることを考慮したものにすぎないものと解される（平成２４年５月３０日付け厚生労働省「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正（案）に関する意見募集についてに対して寄せられた御意見及びそれに対する厚生労働省の考え方について」（甲３４）参照）。

以上によれば、控訴人の上記主張は、採用することができない。

⑶　控訴人は、被控訴人の両下肢の筋力の状態は「著減」と評価することはできないとして、その根拠として、本件診断書（甲２）の「日常生活における動作の障害の程度」欄や、被控訴人の病歴・就労状況等申立書（乙１６）によれば、被控訴人は、下肢の機能を必要とする各日常生活動作について、ある程度の不自由さはあっても、介助を必要とすることなく、一人で立位歩行をすることができる状態にあると考えられること、また、被控訴人の原審供述から、被控訴人が裁定請求日時点においても自転車に乗ることができる程

度の筋力を有していると認められること、さらに、動画（甲３９）及びA医師の意見（乙３１）に照らし、被控訴人は、足関節が不十分ながら背屈し、比較的スムーズに歩行等ができており、両足関節の筋力が著減であるならば行うことができない動作を一人で行うことができていることを指摘する。

しかし、引用に係る原判決説示のとおり、本件診断書によれば、被控訴人は、裁定請求日において、左右の足関節の筋力が著減と評価されていたことが認められ、このことは、被控訴人を直接診察し、徒手筋力テスト（ＭＭＴ）を実施したＣ医師（甲６１、乙３０）、Ｄ医師（甲６４）においても、本件診断書（甲２）のＢ医師と同様に、被控訴人の両足関節の筋力が、背屈、底屈いずれも「著減」であるとしていることからも裏付けられる。また、被控訴人の日常生活における動作の状況を勘案するという見地から検討しても、引用に係る原判決説示のとおり、被控訴人においては、下肢の障害に係る認定要領において下肢の機能に関連する日常生活の動作として掲げられている６つのうち５つが「一人でできるが非常に不自由」ないし「手すりがあればできるが非常に不自由」以上とされており、下肢の機能の障害に係る認定要領の⑸イに照らし、本件認定要領の「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」に該当すると認められるものである。控訴人の上記各証拠（甲２、３９、乙１６、３１、被控訴人の原審供述）に基づくいずれの指摘も、本件診断書（甲２）に記載された医師の判定（足関節について「著減」）と異なる判定をすべきことの合理的根拠となるものではないというべきである。

したがって、控訴人の上記主張は、採用することができない。

⑷　控訴人は、仮に、被控訴人の両下肢の筋力の状態が「著減」に該当するものであっても、被控訴人の病歴・就労状況等申立書（乙１６）、兵庫の実家での生活、動画（甲３９）及びA医師の意見（乙３１）に照らし、下肢の障害に係る認定要領に従い、日常生活の動作を考慮して総合的に認定する見地から検討すると、障害等級２級の「両下肢の機能に相当程度の障害を残すも

の」に該当しない旨主張する。

しかし、控訴人の上記指摘は、被控訴人が、杖や手すりに頼り切っての歩行ではなく、被控訴人の屋外での移動能力は、安全で実用的であるとか、被控訴人が、杖を使用せず、補助用具による支持もない状態で安定して、比較的スピードを持って実用的に一人で介助なしで歩行できているなどと、下肢の機能の障害に係る認定要領の⑸イが直接規定していない視点から評価するものといわざるを得ない。被控訴人においては、動画（甲３９）中の「階段を下りる」についてみても、一見スムーズな動きに見える場面はあるものの、終始手すりにつかまりながら、時間をかけて慎重に下りていることが認められ、被控訴人の動作に相当の制約があることが見て取れるのであって、このような移動につき、スピードがあり、安全で実用的であるなどとして、「手すりがあればできるが非常に不自由」よりも軽度の障害の状態であったと判定すべきとまではいえない。このことは、動画（甲３９）における被控訴人の他の日常生活の動作を具体的に検討しても同様であり、これと同旨の原判決の判断に、不合理な点は認められない。

なお、控訴人は、障害等級２級の「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」は、「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態」であることを要するところ、被控訴人は、自転車に乗ることや、布団の上げ下ろしができる状態であることからすれば、「両下肢のすべての指を欠くもの」（国年令別表２級１１号）、「一下肢の機能に著しい障害を有するもの」（同２級１２号）、「一下肢を足関節以上で欠くもの」（同２級１３号）と同程度以上の障害の状態にあるとはいえない旨主張する。

しかし、上記説示のとおり、被控訴人が、自転車に乗ることや、布団の上げ下ろしができる状態であったとしてもなお、被控訴人は、下肢の機能の障害に係る認定要領の⑸イに照らし、日常生活における動作のほとんどが「一

人でできるが非常に不自由な場合」に該当し、被控訴人の日常生活における動作の観点からも、本件認定要領の「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」に該当すると認められるものである以上、現在の本件認定要領及び肢体の機能に係る認定要領の定めを前提とする限り、被控訴人の両下肢の状態は、国年令別表２級１１号から１３号と同程度以上の障害の状態にあるというべきであって、控訴人の上記指摘をもってしても、直ちに、これを覆すことができるものではない。

したがって、控訴人の上記主張は、採用することができない。

⑸　その他、控訴人は種々主張するが、いずれについても、上記説示を左右するものであるとはいえない。

第４　結語

以上の次第で、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却すべきである。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第１民事部

裁判長裁判官　　小　　出　　邦　　夫

裁判官　　田　　中　　孝　　一

裁判官　　中　　嶌　　諏　　訪